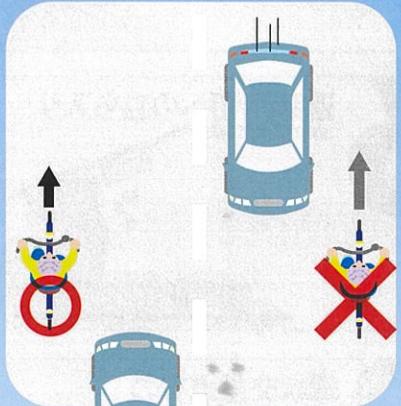


自転車 安全利用五則

令和4年11月1日より、
変わりました!

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1 車道が原則、左側を通行



歩道は例外、
歩行者を優先



普通自転車の運転者が13歳未満の子供や
70歳以上の高齢者等である場合のほか、道
路標識等により歩道を通行できる場合は、指
定された部分または歩道の中央から車道寄
りの部分を徐行しなければなりません。



2 交差点では 信号と 一時停止を 守って、 安全確認

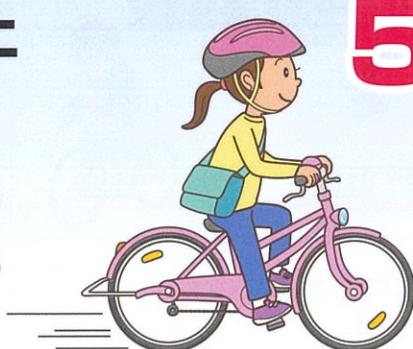


3 夜間はライトを点灯



自転車の側面にも、
反射材(リフレクター)
をつけましょう。

4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

自転車乗用中の交通事故で死亡した人の
約6割が頭部に致命傷を負っています。
被害を軽減するためにヘルメットで頭を
守りましょう。

※保護者は幼児を幼児用座席に乗せる
ときや、幼児や児童が自転車を運転す
るときは、ヘルメットを着用させるよう
努めましょう。

愛知県交通安全協会

ルール違反は危険です!

事故を起こせば

加害者としての責任を問われることも!

万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。



やめましょう! こんな乗り方 白軒車の危険行為15



※上記の「法」とは「道路交通法」のことです



上記の危険行為を
過去3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

命令を受けてから、3ヶ月以内の
指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!

講習は3時間 (講習手数料の標準額は6,000円) 違反した受講者の特性に応じ個別指導を含むものです。

